

研究活動に係る不正行為を防止するための基本計画

常磐大学大学院・常磐大学・常磐短期大学
不正防止計画・推進委員会

I. はじめに

常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学（以下「本学」という。）は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日制定、令和3年2月1日改正）ならびに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月制定）および「常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における研究活動に係る不正行為防止および不正行為への対応に関する規程」（以下「規程」という。）に基づき、本学における研究費の不正使用および研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等）（以下「不正行為」という。）を発生させる要因に対して本学が優先的に取り組むべき事項を明らかにするため、「研究活動に係る不正行為を防止するための基本計画」を次のとおり策定する。

II. 研究活動に係る不正行為防止に関する基本方針

不正行為を発生させる要因に対して本学が優先的に取り組むべき事項を明らかにし、本学における研究活動および公的研究費に係る不正行為を防止するという目的を達成するため、以下の3つの基本方針を設定する。

〔3つの基本方針〕

1. 適切な研究活動を推進するための環境を醸成する

規程第1条は、「本学における適切な研究活動を推進し、社会の発展および学術の進展に資することを目的とする。」と規定している。適切な研究活動を推進するためには、不正行為を発生させない環境を醸成し、その維持に努めなければならない。

2. 構成員の自覚と理解を促す

規程第5条は、「学校法人常磐大学における研究者行動規範（以下「規範」という。）およびこの規程を策定・周知するとともに、構成員に遵守させるために必要な措置を講じる。」と規定している。全ての構成員は、一人の不正行為が、研究グループのみならず本学全体の研究教育活動の停滞を招くという自覚を持たなければならない。

3. 不正行為には適切かつ厳正に対処する

規程第11条は、「最高管理責任者は、不正防止および不正行為への対応にかかる責任体制を、学内外へ広く周知しなければならない。」と規定している。万が一不正行為が発生した場合には、社会に対し説明責任を果たせる体制を整備するとともに、不正行為には断固たる姿勢で臨むことを周知・徹底しなければならない。

Ⅲ. 研究活動に係る不正行為防止の責任体制

公的研究費の管理・監査ならびに研究活動における不正行為に対応するための責任体系を明確に定め、これを公表する。

上述の責任体制および役割は次のとおりである。

1. 最高管理責任者

本学における研究費の適正な運営・管理および適切な研究活動の遂行に最終責任を負う者である。規程第5条の定めにより、学長（大学院および大学に係るものについては常磐大学学長を、短期大学に係るものについては常磐短期大学学長）がその責を担う。

<役割>

(1) 規範および規程を策定・周知するとともに、構成員に遵守させるために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が着実に研究費を運営・管理し、コンプライアンス教育および研究倫理教育（以下「コンプライアンス等教育」という）を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

(2) 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定にあたっては、重要事項を審議する役員会・理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。

(3) 不正防止に向けた様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

2. 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、大学院または大学もしくは短期大学において研究費の適正な運営・管理および適切な研究活動を推進するための体制や取組みを統括する者である。規程第6条の定めにより、副学長（大学院および大学にあつては学長が指名する副学長）がその責を担う。

<役割>

- (1) 不正防止対策の組織横断的な体制を統括するとともに、具体的な対策を策定・実施する。また、常にその実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。

3. コンプライアンス推進責任者

各部局において研究費の適正な運営・管理および適切な研究活動を推進するための取組みを実施する者である。規程第7条の定めにより、研究科長、学部長、センター長、所長、館長、短期大学の学科長、および事務組織については事務局長がその責を担う。

<役割>

統括管理責任者の指示の下、次の(1)～(4)を行う。

- (1) 当該部局において不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、その内容を統括管理責任者に報告する。
- (2) 当該部局において研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対するコンプライアンス等教育を実施し、受講状況および理解度を把握する。
- (3) 当該部局において、定期的に不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的とした啓発活動を実施する。
- (4) 当該部局において研究費が適正に執行されているか等を管理監督し、必要に応じて改善を指導する。

4. コンプライアンス推進副責任者

コンプライアンス推進責任者を補佐し、当該部局またはコンプライアンス推進責任者の指示等により定められた組織（以下「当該部局等」という。）において、実際に指導や管理監督を行う者である。規程第8条の定めにより、大学の学科長、事務組織の室長または統括、その他の部局についてはコンプライアンス推進責任者が指名した者がその責を担う。

<役割>

コンプライアンス推進責任者の指示の下、次の(1)～(3)を行う。

- (1) 当該部局等において不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、その内容をコンプライアンス推進責任者に報告する。
- (2) 当該部局等において研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対するコンプライアンス等教育を実施し、受講状況および理解度を把握するとともに、その内容をコンプライアンス推進責任者に報告する。
- (3) 当該部局等において研究費が適正に執行されているか等について管理監督を

行い、必要に応じて改善を指導するとともに、その内容をコンプライアンス推進責任者に報告する。

5. 不正防止計画・推進委員会（以下「委員会」という。）

最高管理責任者の下で、本学における不正防止対策を審議する委員会である。規程第9条の定めにより、委員会は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、地域連携研究支援センター統括、その他最高管理責任者が必要と認めた者で構成され、統括管理責任者が委員長となる（付録【図1 不正防止に関する学内の責任体系・推進体制図】参照）。

6. 不正防止計画・推進部署

委員会の決定に従い、研究不正対策を推進するための事務処理を行う部署である。規程第10条の定めにより、最高管理責任者の下、地域連携研究支援センターがその責を担う（同上【図1 不正防止に関する学内の責任体系・推進体制図】参照）。

7. 監事

監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる者である。規程第23条の定めにより、監査室がその責を担う。

IV. 研究活動に係る不正行為防止計画

〔別紙〕「研究活動に係る不正行為防止計画」のとおり。

以 上

〔付録〕

図1 不正行為防止に関する学内の責任体系・推進体制図

図2 不正行為発生後の対応フローチャート

〔別紙〕研究活動に係る不正行為防止計画

| 第1節 機関内の責任体系の明第確化 | | | |
|------------------------------------|--|--|---|
| 1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明第確化 | | | |
| 区分 | 対策の内容（ガイドラインが研究機関に実施を要請する事項） | 不正行為防止計画 | 実施状況 |
| 1-1(1) | 機関全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者として「最高管理責任者」を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。 | 本学の最高管理責任者は学長とし、HP等で職名を公開する。 | |
| 1-1(2) | 最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として「統括管理責任者」を定め、その職名を公開する。 | 本学の統括管理責任者は副学長(大学院および大学にあっては学長が指名する副学長)とし、HP等で職名を公開する。 | 本大学の最高管理責任者は学長、統括管理責任者は副学長、コンプライアンス推進責任者は、研究科長、学部長等とし、HP等で職名を公開している。 |
| 1-1(3) | 機関内の各部局等(例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織)における公的研究費の運営・管理および適正な研究活動を推進することについて実質的な責任と権限を持つ者として「コンプライアンス推進責任者」を定め、その職名を公開する。 | コンプライアンス推進責任者は、研究科長、学部長、センター長、所長、館長、短期大学の学科長、および事務組織については事務局長とし、HP等で職名を公開する。 | |
| 2 監事に求められる役割の明第確化 | | | |
| 区分 | 対策の内容（ガイドラインが研究機関に実施を要請する事項） | 不正行為防止計画 | 実施状況 |
| 1-2(1) | 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。 | 監事は、当該の状況を監査項目とする監査計画を策定し、それに基づき監査を行い、意見を述べる。 | 監事は、当該の状況を監査項目とする監査計画を策定している。それに基づき監査を行い、意見を述べる。(例年2月)。 |
| 1-2(2) | 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生意因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。 | 監事は、不正行為防止計画の策定および実施状況に関する情報を、不正防止計画・推進部署(地域連携研究支援センター)や内部監査部門(監査室)から収集し、意見を述べる。 | 監事は、不正防止計画および実施状況に関する情報を、不正防止計画・推進部署(地域連携研究支援センター)や内部監査部門(監査室)から収集しており、意見を述べる。(例年2月) |
| 第2節 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備 | | | |
| 1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透) | | | |
| 区分 | 対策の内容（ガイドラインが研究機関に実施を要請する事項） | 不正行為防止計画 | 実施状況 |
| 2-1(1) | コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する不正行為防止計画に基づき、研究活動および競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス等教育を実施する。 | コンプライアンス等教育は、eラーニングおよび動画コンテンツなどで行う。研究活動および競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を受講対象とし、受講を必須とする。 | コンプライアンス等教育は、eラーニングおよび動画コンテンツなどで行っている。研究活動および競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を受講対象とし、受講を必須としている。 |
| 2-1(2) | コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。 | 2022年度より、一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)「eラーニングプログラム(eAPRIN)」を導入している。 | 2022年度より、一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)「eラーニングプログラム(eAPRIN)」を導入した。 |
| 2-1(3) | 実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。 | 毎年1回の受講を義務付けている。その際、受講状況ならび理解度について把握する。 | 2022年度より、一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)「eラーニングプログラム(eAPRIN)」の成績管理機能を用いて、受講状況および理解度について把握している。 |
| 2-1(4) | これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、研究活動および競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。 | 研究活動および競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に誓約書の提出を求める。新規採用者、転入者、大学院新入生等については、その都度提出を求める。 | 研究活動および競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に誓約書の提出を求めている。新規採用者、転入者、大学院新入生等については、その都度提出を求めている。 |
| 2-1(5) | コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する不正行為防止計画に基づき、研究活動および競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス等教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。 | 統括管理責任者は、不正防止計画・推進委員会を通じて啓発活動の取り組みを主導し、コンプライアンス推進責任者および副責任者は、教授会等の場を活用し、啓発活動を実施する。 | 統括管理責任者は、不正防止計画・推進委員会を通じて啓発活動の取り組みを主導し、コンプライアンス推進責任者および副責任者は、教授会等の場やグループウェア(デスクネッツ)、電子メール等を活用し、啓発活動を実施している。 |
| 2-1(6) | 研究活動および競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。 | 「学校法人常磐大学における研究者行動規範」において、行動規範をすでに策定している。 | 「学校法人常磐大学における研究者行動規範」において、行動規範をすでに策定している。 |

| 2 ルールの明確化・統一化 | | | |
|-----------------------------------|--|---|---|
| 区分 | 対策の内容（ガイドラインが研究機関に実施を要請する事項） | 不正行為防止計画 | 実施状況 |
| 2-2(1) | 研究活動および競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。 | 不正防止計画・推進委員会や不正防止推進部署（地域連携研究支援センター）において点検し、必要に応じて見直しを行う。 | 不正防止計画・推進委員会や不正防止推進部署（地域連携研究支援センター）において点検し、必要に応じて見直しを行っている。 不正防止計画・推進委員会において、研究分野の特性の違い等について状況の共有を行っている。合理的な理由がある場合には、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局等間で統一運用を図っている。 |
| 2-2(2) | 機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局等間で統一運用を図る。 | 不正防止計画・推進委員会において、研究分野の特性の違い等について状況の共有を行う。合理的な理由がある場合には、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局等間で統一運用を図る。 | |
| 2-2(3) | ルールの全体像を体系化し、研究活動および競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。 | 「常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における研究活動に係る不正行為防止および不正行為への対応に関する規程」に基づき、適正に競争的資金等の運営・管理を行うため、「研究活動に係わる不正行為を防止するための基本計画」（以下「基本計画」）を策定する。基本計画では、次のような構成とすることで、「ルールの全体像を体系化し、全ての構成員に分かりやすい形で周知するための工夫をする。 Ⅰ．はじめに（基本計画の目的） Ⅱ．研究活動に係る不正行為防止に関する基本方針 Ⅲ．研究活動に係る不正行為防止の責任体制 Ⅳ．研究活動に係る不正行為防止計画 | 「常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における研究活動に係る不正行為防止および不正行為への対応に関する規程」に基づき、適正に競争的資金等の運営・管理を行うため、「研究活動に係わる不正行為を防止するための基本計画」（以下「基本計画」）を策定している。基本計画では、次のような構成とすることで、「ルールの全体像を体系化し、全ての構成員に分かりやすい形で周知するための工夫をしている。 Ⅰ．はじめに（基本計画の目的） Ⅱ．研究活動に係る不正行為防止に関する基本方針 Ⅲ．研究活動に係る不正行為防止の責任体制 Ⅳ．研究活動に係る不正行為防止計画 |
| 2-2(4) | 競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。 | グループウェア等を通じて研究費ハンドブック（研究者用）のほか、研究費執行に関する情報を周知する。 | グループウェア等を通じて研究費ハンドブック（研究者用）のほか、研究費執行に関する情報を周知している。 |
| 3 職務権限の明確化 | | | |
| 区分 | 対策の内容（ガイドラインが研究機関に実施を要請する事項） | 不正行為防止計画 | 実施状況 |
| 2-3(1) | 競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。 | 「常磐大学・常磐短期大学科学研究費補助金事務取扱要領」、「学校法人常磐大学業務分掌規程」において、構成員の権限と責任を共有するとともに、職務分掌を定め、各段階の関係者の職務権限を明確化している。 | 「常磐大学・常磐短期大学科学研究費補助金事務取扱要領」、「学校法人常磐大学業務分掌規程」において、構成員の権限と責任を共有するとともに、職務分掌を定め、各段階の関係者の職務権限を明確化している。 |
| 2-3(2) | 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。 | | |
| 2-3(3) | 各段階の関係者の職務権限を明確化する。 | 「学校法人常磐大学予算執行に関する決裁規程」において、発注・契約や予算の執行に関しては、職務権限に応じた明確な決裁手続きを定めている。 | 「学校法人常磐大学予算執行に関する決裁規程」において、発注・契約や予算の執行に関しては、職務権限に応じた明確な決裁手続きを定めている。 |
| 2-3(4) | 職務権限に応じた明確な決裁手続きを定める。 | | |
| 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 | | | |
| 区分 | 対策の内容（ガイドラインが研究機関に実施を要請する事項） | 不正行為防止計画 | 実施状況 |
| 2-4(1) | 機関内外からの告発等（機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口を設置する。 | 「常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における研究活動に係る不正行為防止および不正行為への対応に関する規程」に基づき、通報窓口を設置している。 | 「常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における研究活動に係る不正行為防止および不正行為への対応に関する規程」に基づき、通報窓口を設置し、また、不正に関わる情報が迅速に最高管理責任者に伝わる体制を構築している。 |
| 2-4(2) | 不正に係る情報が、窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。 | 「常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における研究活動に係る不正行為防止および不正行為への対応に関する規程」に基づき、不正に関わる情報が迅速に最高管理責任者に伝わる体制を構築している。 | |
| 2-4(3) | 以下の（ア）から（オ）を含め、不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を定める。（ア）告発等の取扱い（イ）調査委員会の設置及び調査（ウ）調査中における一時的執行停止（エ）認定（オ）配分機関への報告及び調査への協力等 | 「常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における研究活動に係る不正行為防止および不正行為への対応に関する規程」を定め、不正に係る調査の体制・手続き等を示している。 | 「常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における研究活動に係る不正行為防止および不正行為への対応に関する規程」に基づき、不正に係る調査の体制・手続き等を示しており、また透明性の高い仕組みを構築している。 |
| 2-4(4) | 不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。 | 「常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における研究活動に係る不正行為防止および不正行為への対応に関する規程」に基づき、透明性の高い仕組みを構築している。 | |
| 2-4(5) | 懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定める。 | 「常磐大学・常磐短期大学就業規則」を定め、懲戒の種類およびその適用に必要な手続き等を示している。 | 「常磐大学・常磐短期大学就業規則」を定め、懲戒の種類およびその適用に必要な手続き等を示している。 |

| 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 | | | |
|--------------------------------|--|---|---|
| 1 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置 | | | |
| 区分 | 対策の内容（ガイドラインが研究機関に実施を要請する事項） | 不正行為防止計画 | 実施状況 |
| 3-1(1) | 機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下「不正防止計画・推進部署」という。）を置く。 | 不正防止計画推進部署を地域連携研究支援センターと定めている。 | |
| 3-1(2) | 不正防止計画・推進部署は、統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス等教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。 | 不正防止計画・推進部署は、統括管理責任者とともに不正防止計画・推進委員会において、不正防止計画の進捗状況を報告するとともに、機関全体の具体的な対策（コンプライアンス等教育・啓発活動等の計画）について策定を行う。計画に基づいた実施が行われているか、年間を通じて確認を行う。 | 不正防止計画・推進部署は、統括管理責任者とともに不正防止計画・推進委員会において、不正防止計画の進捗状況を報告するとともに、機関全体の具体的な対策（コンプライアンス等教育・啓発活動等の計画）について策定している。計画に基づいた実施が行われているか、年間を通じて確認を行っている。 |
| 3-1(3) | 不正防止計画・推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正行為防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。 | 監査時に、監事に状況の説明を行い意見交換を行う。 | 監査時に、監事に状況の説明を行い意見交換を行っている。 |
| 2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施 | | | |
| 区分 | 対策の内容（ガイドラインが研究機関に実施を要請する事項） | 不正行為防止計画 | 実施状況 |
| 3-2(1) | 不正防止計画・推進部署は、内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。 | 「学校法人常磐大学内部監査規程」第7条の規定に基づく業務監査、会計監査、電算機システム監査等を通じて把握する。 「全学教員研究費規程」第27条の規定に基づく監査室による研究費の使途についての監査を通じて把握する。 不正防止計画・推進部署と構成員との面談、聞き取り調査または意見交換等を通じて把握する。 | 「学校法人常磐大学内部監査規程」第7条の規定に基づく業務監査、会計監査、電算機システム監査等を通じて把握している。 「全学教員研究費規程」第27条の規定に基づく監査室による研究費の使途についての監査を通じて把握している。 不正防止計画・推進部署と構成員との面談、聞き取り調査または意見交換等を通じて把握している。 |
| 3-2(2) | 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者及び不正防止計画・推進部署は、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。 | 「研究活動に係る不正行為を防止するための基本計画」に基づき、統括管理責任者及び不正防止計画・推進部署は、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。 | 「研究活動に係る不正行為を防止するための基本計画」に基づき、統括管理責任者及び不正防止計画・推進部署は、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定している。 |
| 3-2(3) | 不正防止計画の策定に当たっては、上記(1)で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。 | 把握した状況を踏まえ、不正行為防止計画を策定する。 | 把握した状況を踏まえ、不正行為防止計画を策定している。 |
| 3-2(4) | 部局等は、不正根絶のために、不正防止計画・推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。 | 学部・研究科等は、不正防止計画・推進委員会を通じて要請のあったコンプライアンス等教育の実施や啓発活動について、所属構成員に周知徹底を行う。 | 学部・研究科等は、不正防止計画・推進委員会を通じて要請のあったコンプライアンス等教育の実施や啓発活動について、所属構成員に周知徹底を行っている。 |
| 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 | | | |
| 区分 | 対策の内容（ガイドラインが研究機関に実施を要請する事項） | 不正行為防止計画 | 実施状況 |
| 4(1) | 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。 | 予算の執行状況は、本学の予算管理システム(Dr.Budget)等を通じ、事務部門が管理する。特に、科研費に関しては専用の管理システム(科研費プロ)を導入し、研究者および事務部門が相互に執行状況を確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。 | 予算の執行状況は、本学の予算管理システム(Dr.Budget)等を通じ、事務部門が管理している。特に、科研費に関しては専用の管理システム(科研費プロ)を導入し、研究者および事務部門が相互に執行状況を確認している。 予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、当該構成員に対する面談、聞き取り調査または意見交換等により確認している。問題が不正行為によるものではない場合は、研究計画の見直し等を促している。 |
| 4(2) | 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。 | 研究費の執行にあたっては、金額の多寡にかかわらず、全ての案件について発注段階から事務部門が関与し、支出財源を特定する。 | 研究費の執行にあたっては、金額の多寡にかかわらず、全ての案件について発注段階から事務部門が関与し、支出財源を特定している。 |
| 4(3) | 不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績(回数、金額等)や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。 | 「常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における研究活動に係る不正行為防止および不正行為への対応に関する規程」において、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定める。 誓約書の提出を求める際に、取引停止等の処分方針や機関の不正対策に関する方針及びルール等を周知徹底する。 「指定業者登録名簿」に記載されている取引業者のうち、研究費の執行にかかわる全ての取引業者に誓約書の提出を求める。 | 「常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における研究活動に係る不正行為防止および不正行為への対応に関する規程」において、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定めている。 誓約書の提出を求める際に、取引停止等の処分方針や機関の不正対策に関する方針及びルール等を周知徹底している。 「指定業者登録名簿」に記載されている取引業者のうち、研究費の執行にかかわる全ての取引業者に誓約書の提出を求めている。 |

| | | | |
|-------|---|--|---|
| 4(4) | 発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。 | 「学校法人常磐大学物件の調達および管理取扱規程」にもとづき、会計経理課が発注と検収を実施する。検収については、公的研究費については全品、証憑と物品、型番等の目視によって会計経理課が確認する。 | 「学校法人常磐大学物件の調達および管理取扱規程」にもとづき、会計経理課が発注と検収を実施している。検収については、公的研究費については全品、証憑と物品、型番等の目視によって会計経理課が確認している。 |
| 4(5) | ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。その際、研究者本人に、第2節(2)の「実施上の留意事項」④に示す権限と責任についてあらかじめ理解してもらうことが必要である。 | やむを得ず本学の取引業者以外との取引をする場合に限り、構成員(研究者)による発注を認める。支払方法(現金払い、振込、インターネットによる注文)に応じて提出書類を定める。出張費、謝金・謝礼、労務費の構成員(研究者)による発注(支出)は、いかなる場合であっても認めない。 | やむを得ず本学の取引業者以外との取引をする場合に限り、構成員(研究者)による発注を認めている。支払方法(現金払い、振込、インターネットによる注文)に応じて提出書類を定めている。出張費、謝金・謝礼、労務費の構成員(研究者)による発注(支出)は、いかなる場合であっても認めていない。 |
| 4(6) | また、物品等において発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施することが必要である。 | 検収業務を省略する例外的な取扱いは認めない。 | 検収業務を省略する例外的な取扱いは認めていない。 |
| 4(7) | 特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。 | 「学校法人常磐大学物件の調達および管理取扱規程」にもとづき、会計経理課が発注と検収を実施する。 | 「学校法人常磐大学物件の調達および管理取扱規程」にもとづき、会計経理課が発注と検収を実施している。 |
| 4(8) | 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。 | 採用時のほか、採用後も定期的に、事務部門において面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行う。 | 採用時のほか、採用後も定期的に、事務部門において面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行っている。 |
| 4(9) | 換金性の高い物品については、適切に管理する。 | パソコンなど換金性の高い物品は、備品類として、備品管理台帳によって管理する。当該物品は、登録された場所で保管管理することとし、定期的に現品確認を実施する。 | パソコンなど換金性の高い物品は、備品類として、備品管理台帳によって管理している。当該物品は、登録された場所で保管管理することとし、定期的に現品確認を実施している。 |
| 4(10) | 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。 | 出張前に出張計画書の提出を求め、用務内容、訪問先、面談者等、および重複受給が無いかなども含め、用務の目的や適切性を確認し、出張を許可する。出張後に、出張計画が確実に実行されたことが確認できる報告書の提出を求め、用務内容や受給額の適切性を確認する。また、用務内容を客観的に証明できる資料の提出を原則とし、必要に応じて事務部門が構成員(研究者)または用務先等に事実確認を行う。 | 出張前に出張計画書の提出を求め、用務内容、訪問先、面談者等、および重複受給が無いかなども含め、用務の目的や適切性を確認し、出張を許可している。出張後に、出張計画が確実に実行されたことが確認できる報告書の提出を求め、用務内容や受給額の適切性を確認している。また、用務内容を客観的に証明できる資料の提出を原則とし、必要に応じて事務部門が構成員(研究者)または用務先等に事実確認を行っている。 |

第5節 情報発信・共有化の推進

| 区分 | 対策の内容(ガイドラインが研究機関に実施を要請する事項) | 不正行為防止計画 | 実施状況 |
|------|---|---|---|
| 5(1) | 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。 | 相談窓口を不正防止計画・推進部署(地域連携研究支援センター)に設置する。 | 相談窓口を不正防止計画・推進部署(地域連携研究支援センター)に設置している。 |
| 5(2) | 競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表する。 | 本学ウェブサイトにおいて、「学校法人常磐大学における研究者行動規範」、「常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における研究活動に係る不正行為防止および不正行為への対応に関する規程」、「研究活動に係わる不正行為を防止するための基本計画」等を公開し、不正行為防止の取り組みについて公表する。 | 本学ウェブサイトにおいて、「学校法人常磐大学における研究者行動規範」、「常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における研究活動に係る不正行為防止および不正行為への対応に関する規程」、「研究活動に係わる不正行為を防止するための基本計画」等を公開し、不正行為防止の取り組みについて公表している。 |

| 第6節 モニタリングの在り方 | | | |
|----------------|---|--|--|
| 区分 | 対策の内容（ガイドラインが研究機関に実施を要請する事項） | 不正行為防止計画 | 実施状況 |
| 6(1) | 競争的研究費等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。 | <p>「学校法人常磐大学内部監査規程」にもとづき、内部監査を実施する。</p> <p>(1)点検対象 文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金・文部科学省が実施基準に準じて取り扱うことと定める補助金・文部科学省以外の省庁、文部科学省以外の省庁が所管する独立行政法人、地方公共団体または特殊法人から配分される公募型の研究資金もしくは文部科学省以外の省庁が実施基準に準じて取り扱うことと定める補助金</p> <p>(2)通常監査 収支簿の確認、証憑書類(領収・見積・納品書等)、出張関係書類の確認等</p> <p>(3)特別監査 重点的にサンプルを抽出して行う監査 収支簿の確認、証憑書類(領収・見積・納品書等)、出張関係書類の確認等、構成員(研究者)の旅費の使途(目的、概要等)をヒアリング 購入物品の確認・保管・使用状況および稼働状況の確認 学生アルバイト等の勤務実態の確認 研究計画の進捗状況のヒアリング 個人情報を含む研究データの保管・管理状況の確認</p> | <p>「学校法人常磐大学内部監査規程」にもとづき、内部監査を実施している。</p> <p>(1)点検対象 文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金・文部科学省が実施基準に準じて取り扱うことと定める補助金・文部科学省以外の省庁、文部科学省以外の省庁が所管する独立行政法人、地方公共団体または特殊法人から配分される公募型の研究資金もしくは文部科学省以外の省庁が実施基準に準じて取り扱うことと定める補助金</p> <p>(2)通常監査 収支簿の確認、証憑書類(領収・見積・納品書等)、出張関係書類の確認等</p> <p>(3)特別監査 重点的にサンプルを抽出して行う監査 収支簿の確認、証憑書類(領収・見積・納品書等)、出張関係書類の確認等、構成員(研究者)の旅費の使途(目的、概要等)をヒアリング 購入物品の確認・保管・使用状況および稼働状況の確認 学生アルバイト等の勤務実態の確認 研究計画の進捗状況のヒアリング 個人情報を含む研究データの保管・管理状況の確認</p> |
| 6(2) | 内部監査部門は、最高管理責任者の直轄的な組織としての位置付けを明確化するとともに、実効性ある権限を付与し強化する。 | 監査室は「学校法人常磐大学内部監査規程」において、理事長直属の組織として位置づけられている。その上で、同規程にもとづき、内部監査の結果は、監査報告書により理事長および最高管理責任者(学長)に報告する。 | 監査室は「学校法人常磐大学内部監査規程」において、理事長直属の組織として位置づけられている。その上で、同規程にもとづき、内部監査の結果は、監査報告書により理事長および最高管理責任者(学長)に報告している。 |

| | | | |
|------|--|---|--|
| 6(3) | 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的研究費等の管理体制の不備の検証も行う。 | 監査室は、財務情報に対するチェックとして、ルール（資金配分機関等が定める補助条件、法令、学内規程等）に照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、一定数の検証を行う。また、競争的研究費等の管理体制の不備の検証として、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」にもとづき適切に計画・実施されているかを検証する。 | 監査室は、財務情報に対するチェックとして、ルール（資金配分機関等が定める補助条件、法令、学内規程等）に照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、一定数の検証を行っている。また、競争的研究費等の管理体制の不備の検証として、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」にもとづき適切に計画・実施されているかを検証している。 |
| 6(4) | 内部監査部門は、上記(3)に加え、第3節1の不正防止計画・推進部署との連携を強化し、同節2「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。 | 文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）第3節2「実施上の留意事項」①に示す不正使用リスク、上記区分3-2(1)に記載している不正防止計画・推進部署が把握する不正使用を発生させる要因等を分析した上で、内部監査を実施する。 | 文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）第3節2「実施上の留意事項」①に示す不正使用リスク、上記区分3-2(1)に記載している不正防止計画・推進部署が把握する不正使用を発生させる要因等を分析した上で、内部監査を実施している。 |
| 6(5) | 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等）を活用して内部監査の質の向上を図る。 | 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査等で把握された不正使用発生要因を踏まえて、監査計画を策定し、効率化・適正化を図る。 | 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査等で把握された不正使用発生要因を踏まえて、監査計画を策定し、効率化・適正化を図っている。 |
| 6(6) | 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。 | 内部監査部門と監事および会計監査人による三様監査連絡会を年間2回実施する。（5月～翌年1月） 法令、学内諸規程の理解、各監査内容の報告、各監査への助言、情報交換を実施する。 | 内部監査部門と監事および会計監査人による三様監査連絡会を年間2回実施している。（5月～翌年1月） 法令、学内諸規程の理解、各監査内容の報告、各監査への助言、情報交換を実施している。 |
| 6(7) | 機関は、第7節1「文部科学省が実施すべき事項」(3)に掲げる調査について協力することとする。 | 文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」に基づき、必要な協力をおこなう。 | 文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」に基づき、必要な協力をおこなう。 |
| 6(8) | 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。 | 内部監査結果等については、啓発活動での活用などにより、全学や該当担当部門へ周知し、改善を図る。 | 内部監査結果等については、啓発活動での活用などにより、全学や該当担当部門へ周知し、改善を図っている。 |